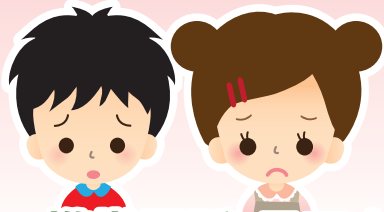


～教職員が知るべきポイント～

ネットいじめ・トラブル 対応事例集



携帯電話・スマホ、インターネットでトラブルに遭ったとき

いじめ防止対策推進法（平成25年9月施行）を受けて、国はいじめ防止基本方針を策定、徳島県は、平成26年3月に**徳島県いじめの防止等のための基本的な方針**を策定しました。

○「いじめ」の定義とは

『児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』（いじめ防止対策推進法第2条に明記）

徳島県は、**いじめ防止対策推進法施行条例**を制定し、平成26年4月に「**徳島県いじめ問題等対策連絡協議会**」、「**徳島県いじめ問題等対策審議会**」を設置しました。

これらの会議は、次の内容を調査研究し、成果を普及することを目的の一つとしています。

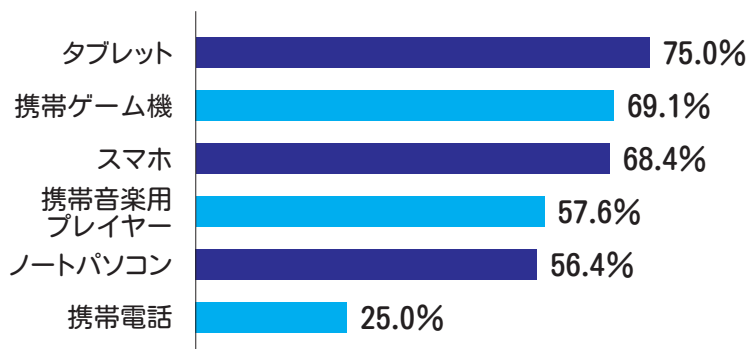
- ・ いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援
- ・ いじめを行った児童生徒に対する指導
- ・ いじめを行った児童生徒の保護者に対する助言の在り方
- ・ インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方

スマートフォン(以下スマホ)やインターネットを介することにより、情報は、瞬時に広範囲に拡散します。また、トラブルの種類が多岐にわたることも踏まえ、教職員が多くの事案、対処法を知ることによって児童生徒、保護者への指導・助言に活用し、トラブル等に早期対応できるよう、このリーフレットを作成しました。（平成28年1月）

① 携帯電話・スマホ等のインターネット使用の現状

小学生のインターネット接続機器における無線LAN回線の利用率

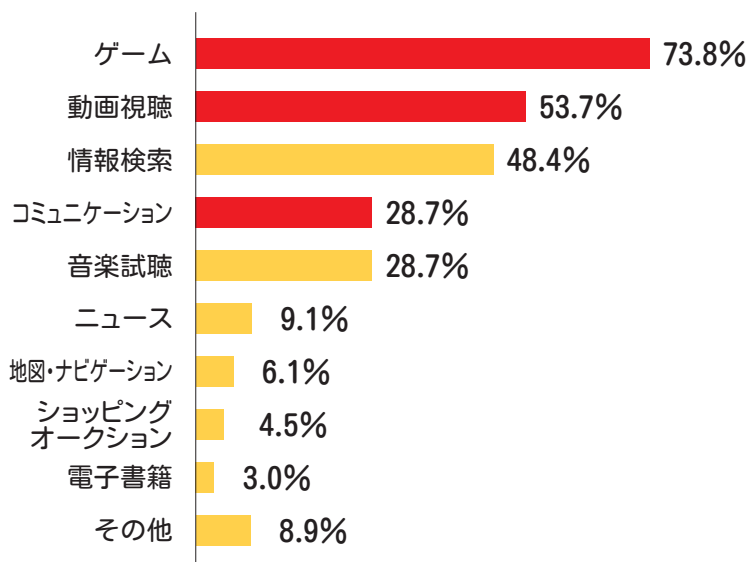
平成27年2月の内閣府の調査によると、インターネットを利用していると回答した小学生のうち、69.1%が携帯ゲーム機で、57.6%が携帯音楽用プレイヤーでのインターネット使用がみられます。パソコンやスマホに限らず子どもたちが接するインターネット環境は身近にあることを理解することが大切です。



小学生のインターネット利用状況

平成27年2月の内閣府の調査によると、小学生の73.8%がインターネットを使用した「ゲーム」を楽しんでいます。また「動画視聴」で53.7%、「コミュニケーション」アプリの使用も28.7%と高くなっていることがわかります。

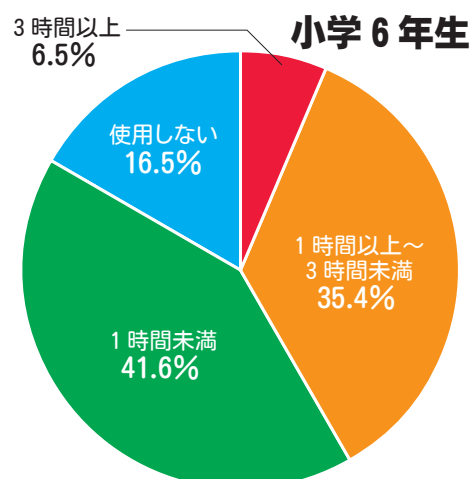
依存症につながるおそれのある「ゲーム」や「動画アプリ」、また、トラブルやいじめの温床になる「SNS」など、日頃、子どもたちがどのような環境でインターネットに接続し、どのようなアプリを使用しているかを保護者・教員が把握しておくことが重要です。



徳島県内の小学6年生 1日のインターネット使用時間

平成27年度徳島県内の小学6年生への抽出調査「携帯電話等の利用状況アンケート」において、インターネットにつながる機器で、1日にどれくらいインターネットを利用しているかを調査したところ、3時間以上使用する児童は小学6年生で6.5%との回答がありました。

子どもたちが、携帯電話やスマホ、ゲーム機等情報端末機器を使用する時のルールはとても大切です。『フィルタリングをする』『夜間は不要不急でない通信はしない』『約束した時間以降は使用させない』など、家庭でのルールづくりを保護者に働きかけることが重要です。



② 携帯電話・スマホ等のネットトラブル事例とその対処法

写真・動画

他人から（携帯電話・スマホの）カメラを向けられ撮影された場合や相手の承諾なくカメラで撮影することについて。

●嫌であれば断ること。●肖像権の侵害であれば訴訟にもなりかねない。●人権侵害行為であれば**徳島地方法務局**に相談する。●児童が加害者または被害者とならないために、勝手に撮影をしないことや画像の安易なアップロード、転送を行わない指導。

人気アニメやテレビ番組を撮影して動画共有サイトにアップロードすることについて。

●著作権法違反になる。著作権の大切さや侵害した場合の影響を教える。●人気アニメやテレビ番組のアップロードで著作権を侵害し、百万円単位の賠償責任が伴う事案が数件発生している。

カメラアプリを使うと、写真から撮影した場所の情報が流出する危険性について。

●位置情報を記録しない設定に変更。●肖像権の侵害につながることを指導。●位置情報を悪用した待ち伏せなどの危険性あり。

保護者が撮影した学校行事などの風景を動画サイトに写っている児童生徒の許可なく無断でアップロードした場合。

●学校は事前に児童・保護者に対して撮影した画像の取扱いについてインターネット上にアップロードしないよう指示・注意しておく。●アップロード発見の際は、通知文等で削除依頼し、改善されない場合はサイト管理者に削除要請をする。

メール

『拡散希望』のメッセージ・記事・ニュースやチェーンメールが届いた場合。

●情報の真偽が判断できないことから拡散させず、自分で止めるという情報モラルを教える。●内容によっては、**保護者**や**学校**に報告するよう指導。

掲示板やメール、SNSなどでの誹謗中傷について。

●些細な書き込みも大きなトラブルになることを指導。●悪口や誹謗中傷を発見した場合は、内容を記憶媒体に保存し、**学校**へ連絡する。●内容によっては**警察**へ相談するか、悪質な人権侵害行為は**徳島地方法務局**へ連絡する。

自分になりすました誰かが、問題発言や援助交際を求めるような内容をアップロードしていることに気づいた場合。

●内容を記憶媒体に保存し、学校に連絡するように指導。●名誉毀損罪や侮辱罪、信用毀損罪、業務妨害罪等の刑事責任が問われる場合があることを教える。●人権侵害なら**徳島地方法務局**、犯罪なら**警察**に相談する。

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

裸（全身でなく胸部等、体の一部も同じ）の画像のやりとりについて。

関連用語：リベンジポルノ

●裸の画像を送らせることは違法（児童買春児童ポルノ禁止法）である。要求されても裸の画像は絶対送らないよう指導。●裸の画像を記憶媒体に保存しておくことも違法である。●裸の画像を要求された場合には**保護者**や**学校**に相談し、**警察**に通報する。

※リベンジポルノとは、相手から何らかの拒絶がありその仕返しに、相手の裸の写真や動画などを無断でネット上などに公開する行為

SNSやオンラインゲームで知り合った人（掲示板にIDを掲載し連絡を待っている者）と会うことについて。

●犯罪につながる危険性がある。●「ネットで知り合った人とは絶対に会わない」という指導を徹底する。●出会い系サイト規制法にある利用者に関する事項を確認しておく。

過去のSNSやメールのやりとりの中で悪口を言っていたことを他人に告げ口することについて。

●悪口を言っていたことを告げ口し、人間関係を悪くさせようとする行為はいじめにもつながる。●悪意のある内容は**学校**に相談・報告する。●時には刑事事件にまで発展することもある。●暴力事件となれば最寄りの**警察**に相談する。

ゲーム

オンラインゲームで知り合った人を「フレンド」登録してしまったことで思わぬトラブルに巻き込まれることについて。

●「フレンド」になった場合は、その人と通信ゲームを楽しめたり、長文（メール）の交換をしたり、写真の送受信などもできるようになり、トラブルに巻き込まれる危険度が増すことを教える。●見知らぬ人から連絡がきた場合は、無視して**保護者**に相談する。

ネット上で仲間とオンラインゲームに夢中になる子どもたち。深夜まで「やめよう」と言えずにダラダラと続けてしまうことについて。

●深夜までゲームに没頭する生活が続くと生体リズムが崩れる。常態化することの危険性とその不利益を児童に理解させる。●**家庭**での携帯電話やスマホの節度ある使用を啓発する。●深刻なゲーム依存症は**専門医**に相談する。

他人のスマホを無断使用したり盗難に及ぶケースについて。

●無断使用や窃盗は犯罪である。●高額なスマホは盗まれる危険性が高いことを教え、しっかり管理させる。●課金トラブル防止のためにも、他人と貸し借りを行わないことを指導。

事件性の強い事例

ネットマナー、ゲームアイテムをだまし取られた場合。

●**徳島県消費者情報センター**へ相談する。悪質な場合には最寄りの**警察**や**徳島県警察本部サイバー犯罪対策室**へ相談する。

架空請求（振り込め詐欺）、ワンクリック詐欺、インターネット通販トラブルに遭った場合。

●心当たりのない請求に対しては無視する。●不審なメールには、個人情報を送信しない。●**徳島県消費者情報センター**や最寄りの**警察**に相談する。

いたずらや遊び半分で動画や画像をアップロードしたことにより学校、店舗や企業に迷惑をかけるような行為について。

●画像や動画をアップロードすることで、他人に迷惑がかかる場合があり、慎重な判断が必要であることを指導。●威力業務妨害として**警察**が扱う事案もある。

無断で大人名義のクレジットカードを利用し、ゲームアイテムを購入。高額の課金トラブルについて。

●クレジットカードは「お金」と同じであることを理解させる。●勝手にクレジットカード番号を入力したり、その際パスワードを保存したりしない。●インターネットでの買い物ルールを**家庭**で決めておく。

情報モラル・情報教育・ネットリテラシー

無料で利用できる無線LANを探し、インターネットを楽しむことについて。

●不審な無線LANの危険性を教える。●悪意を持って設置されたものであれば、通信内容や個人データを盗み見られる場合もある。●フィルタリング機能や利用制限で接続できなくする。

悪質な書き込みや軽率な発言は、友だちとの関係を悪化させることについて。

●文字だけによるコミュニケーションは相手に誤解を与えることがある。●相手の気持ちになって読み返し、勘違いされるような表現がないか確認するよう指導。●虚偽・想像・噂など根拠のない書き込みはさせない。●人権感覚を高めることが必要である。

ID、パスワード、PINコードやアドレスに個人を特定できる情報が入っている場合。

●ID、パスワード、PINコードやアドレスに名前、誕生日などを入れていないか。●個人情報の価値と漏えいすることの危険性を教える。●ID、パスワード、PINコードは他人には絶対に教えない指導を徹底する。

インターネット上には足跡が残る。文章・写真・動画の情報発信には責任が伴うことについて。

●ネット上に公開する→拡散する→記録は残る→誰が出した情報かわかる。発信した情報は消えない。●「知り得た情報が間違っているかもしれない」「間違った情報を流してはいけない」ことを指導。

インターネットトラブル対応時の連絡先

～ひとりで抱えこまずに相談を～

- | | |
|--|--------------------------|
| ☐ サイバー犯罪対策室（徳島県警察本部） | 088-622-3180 |
| ☐ ヤングテレホン（徳島県警察本部）…悩み、心配事 | 088-625-8900 |
| ☐ いじめホットライン（徳島県警察本部）…いじめ | 088-623-7324 |
| ☐ 徳島県消費者情報センター …課金トラブル、不当請求 | 088-623-0110 |
| ☐ 子どもの人権110番（徳島地方法務局） | 0120-007-110 |
| ☐ いじめ問題等対策室（徳島県教育委員会） | 088-621-3138／3143 |

その他の相談については 各支援機関をご活用ください

問い合わせ一覧（とくしま子ども・若者支援機関マップ参照）

サイトアドレス

<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2012021600068/>



相談機関の電話番号 を一覧にしたチラシ

一人で悩むのではなく、大人の誰かに相談することが大切なことを教えましょう。教室に掲示し、機会を捉えて相談機関の紹介をお願いします。

サイトアドレス

<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2015092400292/>



③ 指導資料等を集約したwebサイトを 徳島県立総合教育センターに開設

教職員を支援するために情報モラル教育の教材、各機関へのリンク集（指導資料やトラブル事例集）などをまとめたwebサイトです。ご活用ください。

サイトアドレス

<http://j-moral.tokushima-ec.ed.jp/>

※徳島県立総合教育センターホームページからもリンクしています。



④『全国いじめ問題子供サミット』で策定されたスローガン

- 傍観者を卒業します！
- コミュニケーションを大切にします！
- いじめが起きない環境をつくります！

この3つをSNSでのいじめ問題に対するスローガンとして策定。

平成27年1月24日(土)文部科学省において『全国いじめ問題子供サミット』が開催されました。全国から154人が集まり（徳島県からは中学生2名、小学生2名が参加）いじめ防止の取組の発表やポスターセッションなど活発な意見交換が行われました。

最後に行われた全体会では、上の3つのスローガンを決めました。子どもたち自身が決めたこのスローガンをクラスの組織づくり、人権教育やよりよい人間関係構築に役立ててください。



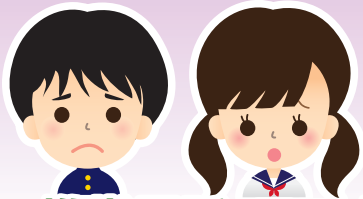
問合せ先：徳島県教育委員会 人権教育課 いじめ問題等対策室

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

TEL 088-621-3138 FAX 088-621-2885

～教職員が知るべきポイント～

ネットいじめ・トラブル 対応事例集



携帯電話・スマホ、インターネットでトラブルに遭ったとき

いじめ防止対策推進法（平成25年9月施行）を受けて、国はいじめ防止基本方針を策定、徳島県は、平成26年3月に**徳島県いじめの防止等のための基本的な方針**を策定しました。

○「いじめ」の定義とは

『児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』（いじめ防止対策推進法第2条に明記）

徳島県は、**いじめ防止対策推進法施行条例**を制定し、平成26年4月に「**徳島県いじめ問題等対策連絡協議会**」、「**徳島県いじめ問題等対策審議会**」を設置しました。

これらの会議は、次の内容を調査研究し、成果を普及することを目的の一つとしています。

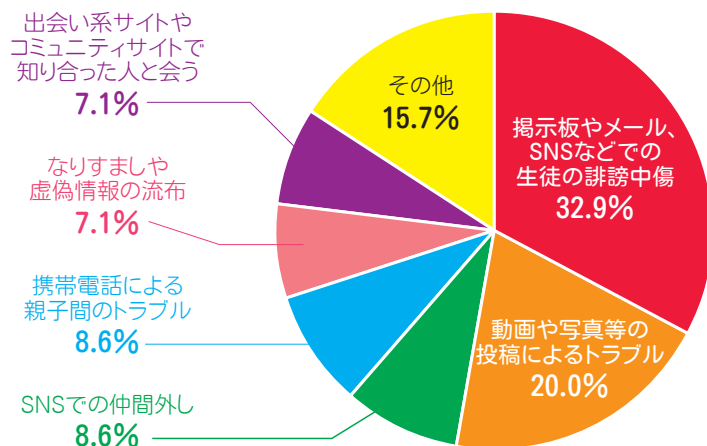
- ・ いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援
- ・ いじめを行った児童生徒に対する指導
- ・ いじめを行った児童生徒の保護者に対する助言の在り方
- ・ インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方

スマートフォン(以下スマホ)やインターネットを介することにより、情報は、瞬時に広範囲に拡散します。また、トラブルの種類が多岐にわたることも踏まえ、教職員が多くの事案、対処法を知ることによって児童生徒、保護者への指導・助言に活用し、トラブル等に早期対応できるよう、このリーフレットを作成しました。（平成28年1月）

① 携帯電話・スマホ等でのインターネット使用の現状

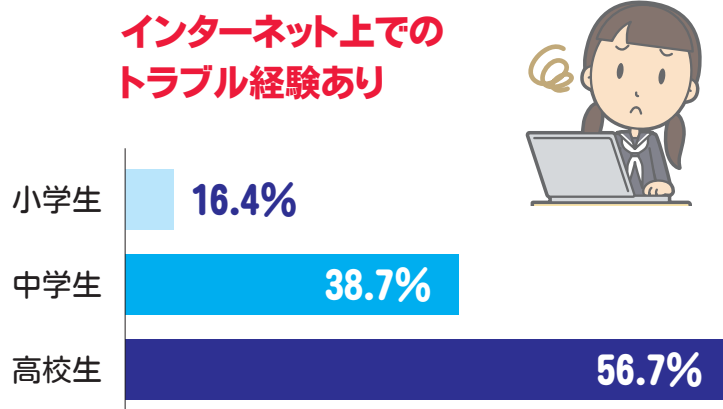
徳島県立学校における携帯電話やインターネットでのトラブル事例

平成26年度徳島県立中学・高等学校・特別支援学校への「生徒の携帯電話・インターネット利用等に関するアンケート」（徳島県教育委員会調べ）によると70件の携帯電話・インターネット利用上のトラブルが報告されました。トラブル事例は今後ますます多様化してくると思われます。



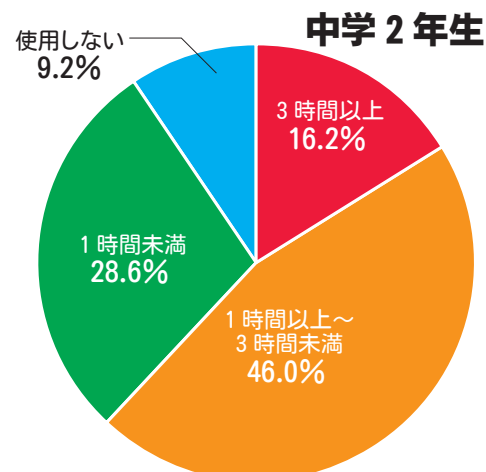
インターネット上のトラブル経験あり 中学生で38.7%

内閣府の「平成26年度青少年のインターネット利用環境実態調査」（平成26年3月）では、高校生の約6割、**中学生の約4割がインターネット上のトラブルや問題行動に関する行為を経験している**という調査結果が報告されています。トラブル事例からその対処法を知ることが大切です。



徳島県内の中学2年生 1日のインターネット使用時間

平成27年度徳島県内の中学2年生への抽出調査「携帯電話等の利用状況アンケート」において、インターネットにつながる機器で、1日にどれくらいインターネットを利用しているかを調査したところ、**3時間以上使用する生徒は中学2年生で16.2%との回答がありました。**子どもたちが、携帯電話やスマホ、ゲーム機等情報端末機器を使用する時のルールはとても大切です。『フィルタリングをする』『夜間は不要不急でない通信はしない』『約束した時間以降は使用させない』など、家庭でのルールづくりを保護者に働きかけることが重要です。



② 携帯電話・スマホ等のネットトラブル事例とその対処法

写真・動画

他人から（携帯電話・スマホの）カメラを向けられ撮影された場合や相手の承諾なくカメラで撮影することについて。

●嫌であれば断ること。●肖像権の侵害であれば訴訟にもなりかねない。●人権侵害行為であれば**徳島地方法務局**に相談する。●生徒が加害者または被害者とならないために、勝手に撮影をしないことや画像の安易なアップロード、転送を行わない指導。

人気アニメやテレビ番組を撮影して動画共有サイトにアップロードすることについて。

●著作権法違反になる。著作権の大切さや侵害した場合の影響を教える。●人気アニメやテレビ番組のアップロードで著作権を侵害し、百万円単位の賠償責任が伴う事案が数件発生している。

カメラアプリを使うと、写真から撮影した場所の情報が流出する危険性について。

●位置情報を記録しない設定に変更。●肖像権の侵害につながることを指導。●位置情報を悪用した待ち伏せなどの危険性あり。

保護者が撮影した学校行事などの風景を動画サイトに写っている児童生徒の許可なく無断でアップロードした場合。

●学校は事前に生徒・保護者に対して撮影した画像の取扱いについてインターネット上にアップロードしないよう指示・注意しておく。●アップロード発見の際は、通知文等で削除依頼し、改善されない場合はサイト管理者に削除要請をする。

メール

『拡散希望』のメッセージ・記事・ニュースやチェーンメールが届いた場合。

●情報の真偽が判断できないことから拡散させず、自分で止めるという情報モラルを教える。●内容によっては、**保護者**や**学校**に報告するよう指導。

掲示板やメール、SNSなどでの誹謗中傷について。

●些細な書き込みも大きなトラブルになることを指導。●悪口や誹謗中傷を発見した場合は、内容を記憶媒体に保存し、**学校**へ連絡する。●内容によっては**警察**へ相談するか、悪質な人権侵害行為は**徳島地方法務局**へ連絡する。

自分になりすました誰かが、問題発言や援助交際を求めるような内容をアップロードしていることに気づいた場合。

●内容を記憶媒体に保存し、学校に連絡するように指導。●名誉毀損罪や侮辱罪、信用毀損罪、業務妨害罪等の刑事責任が問われる場合があることを教える。●人権侵害なら**徳島地方法務局**、犯罪なら**警察**に相談する。

企業等を装い、メールや偽のホームページにアクセスさせ個人情報を入手しようとする行為について。

●フィッシング（詐欺）。●個人情報やクレジットカードの暗証番号を盗まれ、架空の振込被害などに遭う恐れがある。●個人情報の重要性和情報の信憑性をしっかり見極めることの大切さを教える。

高額報酬のアルバイト登録ができると謳いアクセスさせようとするについて。

●アルバイト詐欺。●登録する際に手数料を要求してくる。何度も請求されるが高額なアルバイト料に目がくらみ追い金をしてしまい、結果、大金をだまし取られるような事案があることを教える。

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

裸（全身でなく胸部等、体の一部も同じ）の画像のやりとりについて。

関連用語：リベンジポルノ

●裸の画像を送らせることは違法（児童買春児童ポルノ禁止法）である。要求されても裸の画像は絶対送らないよう指導。●裸の画像を記憶媒体に保存しておくことも違法である。●裸の画像を要求された場合には**保護者**や**学校**に相談し、**警察**に通報する。

※リベンジポルノとは、相手から何らかの拒絶がありその仕返しに、相手の裸の写真や動画などを無断でネット上などに公開する行為

SNSやオンラインゲームで知り合った人（掲示板にIDを掲載し連絡を待っている者）と会うことについて。

●犯罪につながる危険性がある。●「ネットで知り合った人とは絶対に会わない」という指導を徹底する。●出会い系サイト規制法にある利用者に関する事項を確認しておく。

過去のSNSやメールのやりとりの中で悪口を言っていたことを他人に告げ口することについて。

●悪口を言っていたことを告げ口し、人間関係を悪くさせようとする行為はいじめにもつながる。●悪意のある内容は**学校**に相談・報告する。●時には刑事事件にまで発展することもある。●暴力事件となれば最寄りの**警察**に相談する。

SNSの既読無視や夜間の連絡等のルールについて

●SNSについて「既読スルーの容認」や「夜間は不要不急の連絡以外は控える」などの指導。夜間の連絡は相手に迷惑がかかるなど「相手を思いやる行動」を教える。

ゲーム

オンラインゲームで知り合った人を「フレンド」登録してしまったことで思わぬトラブルに巻き込まれることについて。

●「フレンド」になった場合は、その人と通信ゲームを楽しめたり、長文（メール）の交換をしたり、写真の送受信などもできるようになり、トラブルに巻き込まれる危険度が増すことを教える。●見知らぬ人から連絡がきた場合は、無視して**保護者**に相談する。

ネット上で仲間とオンラインゲームに夢中になる子どもたち。深夜まで「やめよう」と言えずにダラダラと続けてしまうことについて。

●深夜までゲームに没頭する生活が続くと生体リズムが崩れる。常態化することの危険性とその不利益を生徒に理解させる。●**家庭**での携帯電話やスマホの節度ある使用を啓発する。●深刻なゲーム依存症は**専門医**に相談する。

他人のスマホを無断使用したり盗難に及ぶケースについて。

●無断使用や窃盗は犯罪である。●高額なスマホは盗まれる危険性が高いことを教え、しっかり管理させる。●課金トラブル防止のためにも、他人と貸し借りを行わないことを指導。

事件性の強い事例

ネットマナー、ゲームアイテムを騙し取られた場合。

●**徳島県消費者情報センター**へ相談する。悪質な場合には最寄りの**警察**や**徳島県警察本部サイバー犯罪対策室**へ相談する。

架空請求（振り込め詐欺）、ワンクリック詐欺、インターネット通販トラブルに遭った場合。

●心当たりのない請求に対しては無視する。●不審なメールには、個人情報を送信しない。●**徳島県消費者情報センター**や最寄りの**警察**に相談する。

いたずらや遊び半分で動画や画像をアップロードしたことにより学校、店舗や企業に迷惑をかけるような行為について。

●画像や動画をアップロードすることで、他人に迷惑がかかる場合があり、慎重な判断が必要であることを指導しておく。●威力業務妨害として警察が扱う事案もある。

生徒が飲酒や喫煙している画像がネット上にアップされていることを発見した場合。

●すぐに記憶媒体に残し学校に連絡。●学校は該当生徒に事実確認し、違法な行為であり、学校の名誉を傷つける行動であることを認識させ、しかるべき対応をとる。

情報モラル・情報教育・ネットリテラシー

無料で利用できる無線LANを探し、インターネットを楽しむことについて。

●不審な無線LANの危険性を教える。●悪意を持って設置されたものであれば、通信内容や個人データを盗み見される場合もある。●フィルタリング機能や利用制限で接続できなくする。

悪質な書き込みや軽率な発言は、友だちとの関係を悪化させることについて。

●文字だけによるコミュニケーションは相手に誤解を与えることがある。●相手の気持ちになって読み返し、勘違いされるような表現がないか確認するよう指導。●虚偽・想像・噂など根拠のない書き込みはさせない。●人権感覚を高めることが必要である。

ID、パスワード、PINコードやアドレスに個人を特定できる情報が入っている場合。

●ID、パスワード、PINコードやアドレスに名前、誕生日などを入れていないか。●個人情報の価値と漏えいすることの危険性を教える。●ID、パスワード、PINコードは他人には絶対に教えない指導を徹底する。

インターネット上には足跡が残る。文章・写真・動画の情報発信には責任が伴うことについて。

●ネット上に公開する→拡散する→記録は残る→誰が出した情報かわかる。発信した情報は消えない。●「知り得た情報が間違っているかもしれない」「間違った情報を流してもいけない」ことを指導。●進学や就職の際、エゴサーチによりネット上に存在する過去の履歴を調べられ合否の判定材料にされることも教える。

※エゴサーチとは、名前やハンドルネームを検索すること

インターネットトラブル対応時の連絡先 ～ひとりで抱えこまずに相談を～

- ☐ サイバー犯罪対策室（徳島県警察本部）
- ☐ ヤングテレホン（徳島県警察本部）…悩み、心配事
- ☐ いじめホットライン（徳島県警察本部）…いじめ
- ☐ 徳島県消費者情報センター …課金トラブル、不当請求
- ☐ 子どもの人権110番（徳島地方法務局）
- ☐ いじめ問題等対策室（徳島県教育委員会）

088-622-3180
088-625-8900
088-623-7324
088-623-0110
0120-007-110
088-621-3138／3143

その他の相談については各支援機関をご活用ください

問い合わせ一覧（とくしま子ども・若者支援機関マップ参照）

サイトアドレス <http://www.pref.tokushima.jp/docs/2012021600068/>

相談機関の電話番号を一覧にしたチラシ

サイトアドレス <http://www.pref.tokushima.jp/docs/2015092400292/>



③ 指導資料等を集約したwebサイトを 徳島県立総合教育センターに開設

教職員を支援するために情報モラル教育の教材、各機関へのリンク集（指導資料やトラブル事例集）などをまとめたwebサイトです。ご利用ください。

サイトアドレス

<http://j-moral.tokushima-ec.ed.jp/>

※徳島県立総合教育センターホームページからもリンクしています。



④『全国いじめ問題子供サミット』で策定されたスローガン

- 傍観者を卒業します！
- コミュニケーションを大切にします！
- いじめが起きない環境をつくります！

この3つをSNSでのいじめ問題に対するスローガンとして策定。

平成27年1月24日(土)文部科学省において『全国いじめ問題子供サミット』が開催されました。全国から154人が集まり（徳島県からは中学生2名、小学生2名が参加）いじめ防止の取組の発表やポスターセッションなど活発な意見交換が行われました。

最後に行われた全体会では、上の3つのスローガンを決めました。子どもたち自身が決めたこのスローガンをクラスの組織づくり、人権教育やよりよい人間関係構築に役立ててください。



問合せ先：徳島県教育委員会 人権教育課 いじめ問題等対策室

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

TEL 088-621-3138 FAX 088-621-2885

～教職員が知るべきポイント～

ネットいじめ・トラブル 対応事例集



携帯電話・スマホ、インターネットでトラブルに遭ったとき

いじめ防止対策推進法（平成25年9月施行）を受けて、国はいじめ防止基本方針を策定、徳島県は、平成26年3月に**徳島県いじめの防止等のための基本的な方針**を策定しました。

○「いじめ」の定義とは

『児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』（いじめ防止対策推進法第2条に明記）

徳島県は、**いじめ防止対策推進法施行条例**を制定し、平成26年4月に「**徳島県いじめ問題等対策連絡協議会**」、「**徳島県いじめ問題等対策審議会**」を設置しました。

これらの会議は、次の内容を調査研究し、成果を普及することを目的の一つとしています。

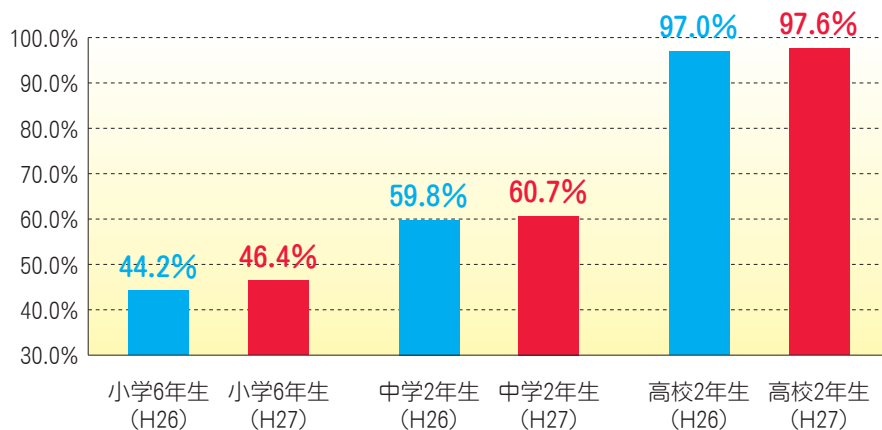
- ・ いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援
- ・ いじめを行った児童生徒に対する指導
- ・ いじめを行った児童生徒の保護者に対する助言の在り方
- ・ インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方

スマートフォン(以下スマホ)やインターネットを介することにより、情報は、瞬時に広範囲に拡散します。また、トラブルの種類が多岐にわたることも踏まえ、教職員が多くの事案、対処法を知ることによって児童生徒、保護者への指導・助言に活用し、トラブル等に早期対応できるよう、このリーフレットを作成しました。（平成28年1月）

① 携帯電話・インターネット使用の現状

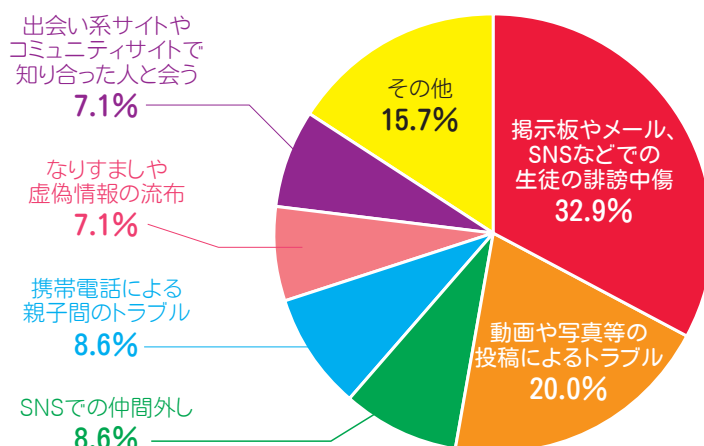
携帯電話・スマホの所持率

徳島県教育委員会の抽出調査（児童生徒約2,000名調査）によると携帯電話・スマホの所持率は小学生での伸び率が大きいことがわかります。使用時間の制限を含め、各学校で携帯電話・スマホの使用に関するガイドラインの見直しが必要と思われます。



徳島県立学校における携帯電話やインターネットでのトラブル事例

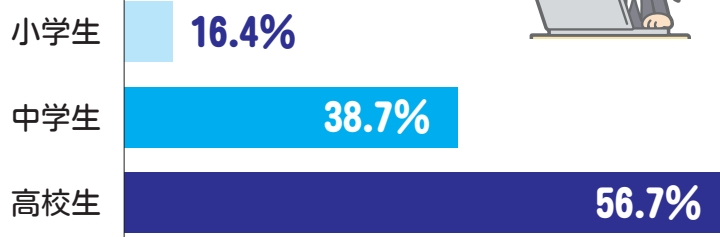
平成26年度徳島県立中学・高等学校・特別支援学校への「生徒の携帯電話・インターネット利用等に関するアンケート」（徳島県教育委員会調べ）によると70件の携帯電話・インターネット利用上のトラブルが報告されました。トラブル事例は今後ますます多様化してくると思われます。



インターネット上のトラブル経験あり 高校生で56.7%

内閣府の「平成26年度青少年のインターネット利用環境実態調査」（平成26年3月）では、高校生の約6割がインターネット上のトラブルや問題行動に関する行為を経験しているという調査結果が報告されています。トラブル事例からその対処法を知ることが大切です。

インターネット上でのトラブル経験あり



② 携帯電話・スマホ等のネットトラブル事例とその対処法

写真・動画

他人から（携帯電話・スマホの）カメラを向けられ撮影された場合や相手の承諾なくカメラで撮影することについて。

●嫌であれば断ること。●肖像権の侵害であれば訴訟にもなりかねない。●人権侵害行為であれば**徳島地方法務局**に相談する。●生徒が加害者または被害者とならないために、勝手に撮影をしないことや画像の安易なアップロード、転送を行わない指導。

人気アニメやテレビ番組を撮影して動画共有サイトにアップロードすることについて。

●著作権法違反になる。著作権の大切さや侵害した場合の影響を教える。●人気アニメやテレビ番組のアップロードで著作権を侵害し、百万円単位の賠償責任が伴う事案が数件発生している。

カメラアプリを使うと、写真から撮影した場所の情報が流出する危険性について。

●位置情報を記録しない設定に変更。●肖像権の侵害につながることを指導。●位置情報を悪用した待ち伏せなどの危険性あり。

保護者が撮影した学校行事などの風景を動画サイトに写っている児童生徒の許可なく無断でアップロードした場合。

●学校は事前に生徒・保護者に対して撮影した画像の取扱いについてインターネット上にアップロードしないよう指示・注意しておく。●アップロード発見の際は、通知文等で削除依頼し、改善されない場合はサイト管理者に削除要請をする。

メール

『拡散希望』のメッセージ・記事・ニュースやチェーンメールが届いた場合。

●情報の真偽が判断できないことから拡散させず、自分で止めるという情報モラルを教える。●内容によっては、**保護者や学校**に報告するよう指導。

掲示板やメール、SNSなどでの誹謗中傷について。

●些細な書き込みも大きなトラブルになることを指導。●悪口や誹謗中傷を発見した場合は、内容を記憶媒体に保存し、**学校**へ連絡する。●内容によっては**警察**へ相談するか、悪質な人権侵害行為は**徳島地方法務局**へ連絡する。

自分になりすました誰かが、問題発言や援助交際を求めるような内容をアップロードしていることに気づいた場合。

●内容を記憶媒体に保存し、学校に連絡するように指導。●名誉毀損罪や侮辱罪、信用毀損罪、業務妨害罪等の刑事責任が問われる場合があることを教える。●人権侵害なら**徳島地方法務局**、犯罪なら**警察**に相談する。

企業等を装い、メールや偽のホームページにアクセスさせ個人情報入手しようとする行為について。

●フィッシング（詐欺）。●個人情報やクレジットカードの暗証番号を盗まれ、架空の振込被害などに遭う恐れがある。●個人情報の重要性和情報の信憑性をしっかり見極めることの大切さを教える。

高額報酬のアルバイト登録ができると謳いアクセスさせようとするについて。

●アルバイト詐欺。●登録する際に手数料を要求してくる。何度も請求されるが高額なアルバイト料に目がくらみ追い金をしてしまい、結果、大金をだまし取られるような事案があることを教える。

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

裸（全身でなく胸部等、体の一部も同じ）の画像のやりとりについて。

関連用語：リベンジポルノ

●裸の画像を送らせることは違法（児童買春児童ポルノ禁止法）である。要求されても裸の画像は絶対送らないよう指導。●裸の画像を記憶媒体に保存しておくことも違法である。●裸の画像を要求された場合には**保護者**や**学校**に相談し、**警察**に通報する。

※リベンジポルノとは、相手から何らかの拒絶がありその仕返しに、相手の裸の写真や動画などを無断でネット上などに公開する行為

SNSやオンラインゲームで知り合った人（掲示板にIDを掲載し連絡を待っている者）と会うことについて。

●犯罪につながる危険性がある。●「ネットで知り合った人とは絶対に会わない」という指導を徹底する。●出会い系サイト規制法にある利用者に関する事項を確認しておく。

過去のSNSやメールのやりとりの中で悪口を言っていたことを他人に告げ口することについて。

●悪口を言っていたことを告げ口し、人間関係を悪くさせようとする行為はいじめにもつながる。●悪意のある内容は**学校**に相談・報告する。●時には刑事事件にまで発展することもある。●暴力事件となれば最寄りの**警察**に相談する。

SNSの既読無視や夜間の連絡等のルールについて

●SNSについて「既読スルーの容認」や「夜間は不要不急の連絡以外は控える」などの指導。夜間の連絡は相手に迷惑がかかるなど「相手を思いやる行動」を教える。

SNSを活用し、クラスで連絡網をつくることについて。

●担任教師が内容を掌握。事務連絡のみの利用と決め、事前に「悪口を書かない」「写真は掲載しない」「スマホを持っている希望者の参加であり、仲間はずしをしない」「隠語等は使わず、みんながわかる会話をする」等の最低限のルールを作っておく。

※隠語とは、特定の範囲内でのみ通用するような、一般とはかけ離れた意味を持たされた言葉

ゲーム

オンラインゲームで知り合った人を「フレンド」登録してしまったことで思わぬトラブルに巻き込まれることについて。

●「フレンド」になった場合は、その人と通信ゲームを楽しめたり、長文（メール）の交換をしたり、写真の送受信などもできるようになり、トラブルに巻き込まれる危険度が増すことを教える。●見知らぬ人から連絡がきた場合は、無視して**保護者**に相談する。

ネット上で仲間とオンラインゲームに夢中になる子どもたち。深夜まで「やめよう」と言えずにダラダラと続けてしまうことについて。

●深夜までゲームに没頭する生活が続くと生体リズムが崩れる。常態化することの危険性とその不利益を生徒に理解させる。●**家庭**での携帯電話やスマホの節度ある使用を啓発する。●深刻なゲーム依存症は**専門医**に相談する。

他人のスマホを無断使用したり盗難に及ぶケースについて。

●無断使用や窃盗は犯罪である。●高額なスマホは盗まれる危険性が高いことを教え、しっかり管理させる。●課金トラブル防止のためにも他人と貸し借りを行わないことを指導。

事件性の強い事例

ネットマネー、ゲームアイテムをだまし取られた場合。

●**徳島県消費者情報センター**へ相談する。悪質な場合には最寄りの**警察**や**徳島県警察本部サイバー犯罪対策室**へ相談する。

架空請求（振り込め詐欺）、ワンクリック詐欺、インターネット通販トラブルに遭った場合。

●心当たりのない請求に対しては無視する。●不審なメールには、個人情報を送信しない。●徳島県消費者情報センターや最寄りの警察に相談する。

いたずらや遊び半分で動画や画像をアップロードしたことにより学校、店舗や企業に迷惑をかけるような行為について。

●画像や動画をアップロードすることで、他人に迷惑がかかる場合があり、慎重な判断が必要であることを指導。●威力業務妨害として警察が扱う事案もある。

生徒が飲酒や喫煙している画像がネット上にアップされていることを発見した場合。

●すぐに記憶媒体に残し学校に連絡。●学校は該当生徒に事実確認し、違法な行為であり、学校の名誉を傷つける行動であることを認識させ、しかるべき対応をとる。

情報モラル・情報教育・ネットリテラシー

無料で利用できる無線LANを探し、インターネットを楽しむことについて。

●不審な無線LANの危険性を教える。●悪意を持って設置されたものであれば、通信内容や個人データを盗み見される場合もある。●フィルタリング機能や利用制限で接続できないようにする。

グループトーク内で隠語を使って会話する行為について。

●いじめ（仲間外し・悪口）であることを教える。●もしメッセージ内に隠語が使われ、疎外されている状況があれば申し出るよう指導。

悪質な書き込みや軽率な発言は、友だちとの関係を悪化させることについて。

●文字だけによるコミュニケーションは相手に誤解を与えることがある。●相手の気持ちになって読み返し、勘違いされるような表現がないか確認するよう指導。●虚偽・想像・噂など根拠のないことの書き込みはさせない。●人権感覚を高めることが必要である。

ID、パスワード、PINコードやアドレスに個人を特定できる情報が入っている場合。

●ID、パスワード、PINコードやアドレスに名前、誕生日などを入れていないか。●個人情報の価値と漏えいすることの危険性を教える。●ID、パスワード、PINコードは他人には絶対に教えない指導を徹底する。

インターネット上には足跡が残る。文章・写真・動画の情報発信には責任が伴うことについて。

●ネット上に公開する→拡散する→記録は残る→誰が出した情報がわかる。発信した情報は消えない。●「知り得た情報が間違っているかもしれない」「間違った情報を流してもいけない」ことを指導。●進学や就職の際、エゴサーチによりネット上に存在する過去の履歴を調べられ合否の判定材料にされることも教える。

※エゴサーチとは、名前やハンドルネームを検索すること

インターネットトラブル対応時の連絡先 ～ひとりで抱えこまずに相談を～

- ☐ サイバー犯罪対策室（徳島県警察本部）
- ☐ ヤングテレホン（徳島県警察本部）…悩み、心配事
- ☐ いじめホットライン（徳島県警察本部）…いじめ
- ☐ 徳島県消費者情報センター …課金トラブル、不当請求
- ☐ 子どもの人権110番（徳島地方法務局）
- ☐ いじめ問題等対策室（徳島県教育委員会）

088-622-3180

088-625-8900

088-623-7324

088-623-0110

0120-007-110

088-621-3138／3143

その他の相談については 各支援機関をご活用ください

問い合わせ一覧（とくしま子ども・若者支援機関マップ参照）

サイトアドレス

[http://www.pref.tokushima.jp/
docs/2012021600068/](http://www.pref.tokushima.jp/docs/2012021600068/)



相談機関の電話番号 を一覧にしたチラシ



一人で悩むのではなく、大人の誰かに相談することが大切なことを教えましょう。教室に掲示し、機会を捉えて相談機関の紹介をお願いします。

サイトアドレス

<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2015092400292/>

③ 指導資料等を集約したwebサイトを 徳島県立総合教育センターに開設

教職員を支援するために情報モラル教育の教材、各機関へのリンク集（指導資料やトラブル事例集）などをまとめたwebサイトです。ご利用ください。

サイトアドレス

<http://j-moral.tokushima-ec.ed.jp/>

※徳島県立総合教育センターホームページからもリンクしています。



問合せ先：徳島県教育委員会 人権教育課 いじめ問題等対策室

〒770-8570 徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地

TEL 088-621-3138 FAX 088-621-2885